

立川市一般職職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 172 条第 3 項の規定による。

## 立川市一般職員定数条例の一部を改正する条例

立川市一般職員定数条例（昭和38年立川市条例第78号）の一部を次のように改正する。  
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、議会、市長、教育委員会、選舉管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局に常時勤務する一般職（教育長を除く。）に属する職員の定数について定めることとする。	第1条 この条例は、一般職の職員の定数について定めることとする。
(定数)	(定数)
第2条 職員の定数は、別表のとおりとする。 第2条 職員の定数は、別表のとおりとする。 委員及び農業委員会の事務部局に常時勤務する一般職（教育長を除く。）に属する職員の定数について定めることとする。	第2条 職員の定数は、別表のとおりとする。ただし、兼任者、併任者、出向者、休職者及び立川市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年立川市条例第46号）第2条第1項に規定する派遣職員は、定数外とする。
2 兼任者、休職者、併任者並びに立川市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年立川市条例第46号）第2条第1項に規定する派遣及び国、他の地方公共団体その他の団体における研修の場合の職員（以下「派遣者等」という。）は、定数外とする。	2 兼任者、休職者、併任者並びに立川市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年立川市条例第46号）第2条第1項に規定する派遣及び国、他の地方公共団体その他の団体における研修の場合の職員（以下「派遣者等」という。）は、定数外とする。
3 育児休業者は、定数外とすることができる。	3 育児休業者は、定数外とすることができる。
4 派遣者等及び育児休業者の復職等により、別表に定める定数に過員を生じた場合は、1年を限りその現在数をもつて定数とすることができる。	4 派遣者等及び育児休業者の復職等により、別表に定める定数に過員を生じた場合は、1年を限りその現在数をもつて定数とすることができる。
別表（第2条・第3条関係）	別表（第2条・第3条関係）
機関	機関
議会の事務部局	議会事務局
9人	12人
定数	定数

市長の事務部局	895人	市長事務部局	1,115人 (うち社会福祉主事28人)
教育委員会の事務部局	187人	事務局 教育機関 計	114人 252人 366人
選挙管理委員会の事務部局	4人	選挙管理委員会事務局	6人
監査委員会の事務部局	4人	監査委員事務局	4人
農業委員会の事務部局	1人	農業委員会事務局	5人
合計	1,100人	合計	1,508人

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

